

## 第2章

### 台湾における「憲法の番人」 —大法官による憲法解釈制度をめぐって—

鈴木 賢†

#### 要約

台湾の大法官は相当に政治的な色彩をもつ論点についても果敢に憲法解釈権を行使し、積極的に違憲判断を行ってきた。このことは戦後台湾の政治の民主化や法治主義、人権保障の深化・発展にとって多大な貢献をした。とくに近時の違憲解釈の割合の高まりは特筆に値する。このように大法官が積極的な役割を發揮できた背景には、大法官にドイツをはじめとする外国で学位を得た法学者が多く登用され、学理的な議論が支配的になることが可能であったこと、さらに大法官が憲法解釈と法適用の統一だけに専念できる制度となっているためである。大法官は存分に憲法問題についての研究と思索を重ねることができたと考えられる。さらに、戦後の台湾は中国国民党一党支配体制のもとで権威主義的政治レジームが続いたが、1947年に中国で制定され台湾に持ち込まれた中華民国憲法というテキストは、実はきわめて近代的、先進的思想・理念を備えたものであった。大法官たちは憲法に盛られた理念に立ち返ることで、反憲法的な現実の方を批判し、変革することが可能であった。

#### キーワード

台湾 中華民国憲法 大法官 違憲審査 憲法解釈

#### はじめに

台湾は現在でも中華民国政府がまだ中国全体を統治していた1947年に南京で制定された中華民国憲法を基本的に維持している。この間、1991年以後、7度にわたり〔憲法増修条文〕<sup>1</sup>として追加条項を12カ条加える形で部分改正を施すことにより、政治制度の民主化を図ってきた。中華民国憲法にもとづく台湾の統治機構は、国父・孫文の政治思想を反映した五権分立制というユニークな形態を採用している(鈴木[2003a: 224f] [2004: 101f])。

† 北海道大学大学院法学研究科 教授

五権はそれぞれ立法院、行政院、司法院、考試院、監察院により分掌され、これらの上に国民の直接選挙で選ばれる総統(その補佐として副総統)が国家元首としておかれている。

司法権を司るのは司法院であり、憲法によれば司法院はおもに以下5つの権限をもつ(司法院[2011: 19])。

- ①憲法の解釈および法律、命令の統一的解釈権
- ②総統、副総統の弾劾および政党違憲解散事件についての裁判権
- ③民事、刑事、行政訴訟についての裁判権
- ④公務員懲戒審査権
- ⑤司法行政権

これらは司法院の職権とされるものの、この中で司法院自身が実際、直接処理しているのは、①、②、⑤だけである。民事、刑事、行政の各訴訟および公務員の懲戒案件を具体的に(しかも司法院からは独立して)管轄する(③、④)のは、司法院による司法行政権の傘下にある最高法院、最高行政法院、公務員懲戒委員会を頂点とする3クラスの[法院]=裁判所である。その関係は日本の最高裁事務総局と各クラスの裁判所との関係に類似するが、個別の訴訟事件の最終審を司法院が担当する訳ではない点は日本と異なっている。

①は憲法と法律以下の下位法令との相互抵触関係を抽象的に審査し、違憲の法令の効力を失わせることで憲法の実効性を担保する権限であり、具体的には司法院のもとに置かれる[大法官]によって担われている。そのため台湾においては大法官こそが[憲法之維護者](ないし[守護者])であると言われる<sup>2</sup>。大法官制度は1949年1月に中国で最初の解釈を発して以来、2012年3月までに通算で697件の憲法解釈を公表してきた<sup>3</sup>。これらの解釈を通じて大法官は、政治システム民主化の促進、法治主義や人権保障の進展に多大な貢献をしてきたとされる(翁岳生[2011: 135f])。

本章は、以下、そうした台湾版「憲法の番人」である大法官の権限、憲法解釈の手続、選任資格および現任の大法官、歴代大法官の人選傾向、憲法解釈運用の軌跡、いくつかの代表的な解釈事例を紹介することにより、台湾における違憲審査制の特徴を浮き彫りにしようとするものである。

## 第1節 大法官による憲法解釈制度の概要

### 1. 憲法解釈事項

大法官が行う憲法解釈事項には以下の3つの類型がある(司法院大法官審理案件法第4条第1項)。

- ①憲法の適用に関して疑義が生じた事項
- ②法律、命令などと憲法との抵触の有無に関する事項
- ③省自治法、県自治法、省法規および県規則と憲法の抵触の有無に関する事項

たとえば、第329号解釈（1993年）では、憲法38条などでいう条約とは何を指すかについて定義を示しているが、これは①に相当するとされる。また、第340号解釈（1994年）は公職人員選挙罷免法（当時）38条2項が憲法7条（法律上の一律平等）に反するので、今後はこれを適用しないとした例であるが、これは②にあたる。本解釈では公職人員選挙罷免法38条2項が、政党が推薦した候補者についてのみ供託金を無所属候補の半額にしているのは、不合理な差別にあたり違憲であると判断した(史慶璞[2010: 14])。

## 2. 憲法解釈の申請

大法官による憲法解釈の発動は解釈の申請を前提とする<sup>4</sup>。憲法解釈の申請者には以下5種類の主体がある（司法院大法官審理案件法第5条）。

①中央および地方機関：職権の行使にあたり憲法の適用に関して疑義が生じた場合、職権の行使にあたり他の機関との間で憲法適用をめぐる見解の相違が生じた場合、法律や命令の適用にあたり憲法との抵触につき疑義が生じた場合。ここでいう中央および地方機関には、総統府、五院（立法院、行政院、司法院、考試院、監察院）およびそれに所属する機関、省（市）政府、省（市）議会、県（市）政府、県（市）議会、郷（鎮、市）〔公所〕、郷（鎮、市）民代表会などを含むとされる(史慶璞[2010: 16])。

②法人、市民ないし政党：憲法上の権利が不法に侵害されたとして提起した訴訟の終局裁判において適用された法律、命令に憲法との抵触につき疑義が生じた場合。大法官がこの申請にもとづき違憲の解釈を下した場合には、解釈申請者はそれを理由として再審ないし非常上告を提起できるとされる（第185号解釈）。

③総定員の三分の一以上の立法委員：職権の行使にあたり憲法適用をめぐる疑義が生じた場合、法律の適用にあたり憲法との抵触の有無につき疑義が生じた場合。

④最高法院、最高行政法院：受理した事件において適用する法律、命令につき憲法との抵触があると確信した場合、いったん訴訟手続を停止し、大法官に解釈を申請できる。

⑤各クラスの裁判官：各クラス法院の裁判官が事件処理の前提として適用する法律について違憲の疑いを生じた場合には、いったん審理を停止し、大法官に対して憲法解釈を申請できる。法律の憲法適合性問題を具体的訴訟の先決問題と位置づけているのである。これは1995年の大法官第371号解釈によって明確に確認された憲法解釈要請のルートである。

### 3. 憲法解釈審理の流れ

憲法解釈の申請がなされると、まずは3名の大法官から構成される〔審査小組〕により審査の要否が審査される(司法院大法官審理案件法10条1項)。そこで審査要件を満たしているとされれば、大法官全体審査会で受理するかどうかを決定する。受理が決定されると、解釈文草案が作成され、最終的には大法官会議の議決にかけられる。大法官会議は院長が主席を務め、大法官総定員の三分の二以上が出席し、出席者の三分の二以上の賛成により採択される。ただし、命令の憲法適合性審査については出席者の過半数の賛成により議決することができる<sup>5</sup>。

大法官会議は大法官が憲法解釈を行う方式に過ぎず、それが独自の機関ないし組織を構成するものではないとされる(史慶璞[2010: 14])。あくまで憲法解釈権限を有するのは大法官なのである。また、大法官会議自体は対審構造をとるわけではなく、したがって「裁判」とはいえない<sup>6</sup>。

### 4. 違憲解釈の効力

大法官の憲法解釈がいかなる法的な効力を有するかについて憲法や法律に明文の規定はない。この点については大法官自身が解釈を通じて明らかにしてきた。第185号解釈(1984年)は、司法院の憲法解釈は全国の各機関および人民に対して拘束力を有することを明言している。また、憲法171条が憲法と抵触する法律は無効であること、法律と憲法の抵触の有無については司法院が解釈すると規定していることから、司法院大法官によって憲法に抵触すると認定された法律は当然に失効すると解されている(翁岳生[2009b: 375f])。

このように台湾の違憲審査制は抽象的規範統制型に属し(牟憲魁[2009: 236])、大法官が憲法解釈により個別事件の処理を行っているのではないことが分かる。

## 第2節 大法官の選任資格および現任の大法官

大法官は現在、15名から構成され、そのうちから各1名が院長、副院長を兼任する(憲法増修条文5条1項)。その人選は総統が指名し、立法院がこれに同意することで決定される。2003年以後、任期は一律8年とされ、期別を設けず、再任を許さないこととなった<sup>7</sup>(同条2項)。ただし、院長、副院長を兼任する大法官には任期の保障はない(同条3項)。

大法官は以下の5つの資格を有する者のなかから選任される(司法院組織法4条)。

- ①かつて最高法院の裁判官の職に10年以上あり、成績が卓越した者。
- ②かつて立法委員の職に9年以上あり、特別の貢献のある者。
- ③かつて大学で法律主要科目の教授の職に10年以上あり、専門的な著作を有する者。
- ④かつて国際裁判所の裁判官を務めたことのある、ないし公法学または比較法学の権威ある著作を有する者。
- ⑤法学を研究し、政治経験が豊富で声誉が卓越した者。

これら5つのカテゴリーのいずれかひとつが単独で定員の三分の一を超えてはならないとされている。多様な背景をもった人材を大法官に登用しようとする意図にもとづくものであろう。これまでの任命の実績を見ると、①ベテラン裁判官、③④法学者が圧倒的に多く、どれにも当てはまらない者を⑤でリクルートするというのが現状である。②の元〔立法委員〕(国会議員に相当)は初期のころに5名ただけであり、④前半の国際裁判所の裁判官の登用事例はない(林子傑[2011: 11])。

現任15名の大法官の氏名、性別、主要キャリア、学歴、生年、専攻などのプロフィールは表1のとおりである。

この表から以下のことが読み取れる。現任15名の大法官のうち女性は2名に止まる。キャリアの背景別では、学者が8名と過半数を超えており、残りは実務家出身(裁判官5名、検察官、弁護士が各1名)となっている。また、学歴については、博士が11名(ドイツ6名、台湾3名、アメリカ2名)と多く、修士が2名、学部しか卒業していない者は2名に止まる。学者出身でなくても法学博士を取得した者が3名いる。台湾の大法官はかなりの高学歴であることが分かる。ドイツで博士を得た者が多いのは台湾法学が伝統的にはドイツ法から強い影響を受けてきたこと、そしてもっとも最近の2012年に任命された56年生まれの若い2人の大法官がいずれもアメリカ留学帰りであることは、その伝統に変化が現れていることを示唆するものである<sup>8</sup>。残念ながら、現任大法官には日本で博士を取得した者はいないが、東京大学の修士が2名いる。学者のうち5名は公法専攻、残り3名がそれ以外の分野を専門としている<sup>9</sup>。これは憲法解釈を主要な任務とすることが考慮されているからだとされる(陳俊榮[1999: 191])。学士課程に限ってその出身大学についてみると、台湾大学が9名、中興大学法商学院(現台北大学)、輔仁大学(私立)がそれぞれ2名、中央警官学校が1名となっており、台湾大学出身者が他を圧倒している。大法官会議は「台湾大学法学部の同窓会」になっているなどと揶揄されるゆえんである(陳俊榮[1999: 101])。台湾大学法学部偏重の傾向は初期のころから今日まで一貫して変わらない。

表1 現任大法官15名のプロフィール一覧

氏名	性	キャリア	学歴	生年	備考
頼浩敏	男	弁護士	台湾大学士、東大修士	1939	
蘇永欽	男	学者	台湾大学士、ドイツ・ミュンヘン大博士	1951	政治大教授、憲法、民法専攻
林錫堯	男	検察官	台湾大学士、台湾大修士・博士	1948	
池啟明	男	裁判官	台湾大学士	1948	
李震山	男	学者	中央警官学校学士・修士、ドイツ・ミュンヘン大博士	1951	中央警官学校、中国文化大、中正大、政治大教授。公法専攻。
蔡清遊	男	裁判官	輔仁大学士、中国文化大修士・博士	1952	
黄茂栄	男	学者	台湾大学士・修士、ドイツ・チュービンゲン大博士	1944	台湾大教授、民法専攻。
陳敏	男	学者	台湾大学士・修士、ドイツ・ハイデルベルグ大博士	1944	台湾大教授、公法専攻。
葉百修	男	裁判官	台湾大学士・修士・博士	1947	
陳春生	男	学者	中興大学士、東大修士、ドイツ・ミュンヘン大博士	1954	台北大教授、公法専攻。
陳新民	男	学者	台湾大学士、ドイツ・ミュンヘン大博士	1955	中央研究院研究員、公法専攻。
陳碧玉	女	裁判官	政治大学士・修士、アメリカ・ジョージア州アウグスティン大学ビジネススクール修士。	1948	
黄璽君	女	裁判官	中興大学士	1952	
羅昌發	男	学者	輔仁大学士、台湾大修士、アメリカ・ハーバード大博士	1956	台湾大教授、国際経済法専攻。
湯徳宗	男	学者	台湾大学士・修士、アメリカ・Tulane University 博士	1956	中央研究院研究員、公法専攻。

(出所) [http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p01\\_03.asp](http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p01_03.asp) (最終閲覧 2012年3月13日) より筆者作成。

### 第3節 第1期から第6期までの大法官の構成および活動概要

先述したように2003年から大法官の任期や任命手続などが変更され、新制に移行した。2003年には旧制時代からの5名の再任者を含めて15名が新規に任命された。このとき任命された15人は2011年までにすべて退任し、すでに上で見た現任の15名に代わったことになる。以下では2003年新制移行以前に総統に指名された大法官候補者95名のプロフィールについての分析に依拠して、1948年に第1期として大法官制度が運用開始されてから第6期までの54年間の大法官の人選(任期9年、再任制限なし)の概況を見ておくことにする(表2)。

表2 第1期から第6期までの大法官任期、憲法解釈運用状況

期別	時期区分*	任期	申請件数	解釈件数(違憲判断内数 <sup>10</sup> )
1期	法律顧問期	1948年10月～1958年8月	658	79(4)
2期	機能萎縮期	1958年9月～1967年8月	355	43(2)
3期		1967年9月～1976年9月	466	24(1)
4期	人権萌芽期	1976年10月 1985年9月	1145	53(5)
5期	立憲制への 転換期	1985年10月～1994年9月	2702	167(46)
6期	機能発揮期	1994年10月～2003年9月	2334	200(75)

(出所) 陳俊栄[1999: 195f]を参照して筆者作成。再任者を重複してカウントしなければ、実人数では95名になる。

(注)\* 時期区分は翁岳生[2011: 137f]による。なお、翁岳生は2003年新制以後を安定発展期とする。

### 1. 性別

95名中女性はわずかに6名に止まり、うち2名は監察院ないし国民大会の承認を得られなかったため、任命に至っていない。ジェンダーバランスは台湾でも最近まできわめていびつであった。

### 2. 省籍

戦後台湾政治の基本的な対立軸であった省籍問題<sup>11</sup>を反映して、初期のころは中国大陸出身の外省人が大多数を占めていた。本省人は第1期、第2期にはそれぞれわずか1名しかおらず、他はすべて大陸の各省の出身者であった。第3期から第5期の間は本省人から翁岳生など4名ずつが任命されていた。政治の民主化を終えた第6期に至ってはじめて人口構成比にほぼ見合う本省人15名、外省人2名へと劇的に逆転した。このように大法官も戦後の台湾において外省人が本省人を支配する装置として機能していたことが分かる(鈴木[2003b: 54f])。これ以後、大法官の選任にあたって省籍は考慮要素ではなくなっていく(陳俊栄[1999: 207])。

表3 第1期～第6期大法官の資格要件

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	合計
第1号	8	6	8	5	3	3	33
第2号	3	1	0	0	1	0	5
第3号	7	5	6	5	4	5	32
第4号	1	0	1	5	4	4	15
第5号	8	5	6	4	4	7	34

(出所) 陳俊榮[1999: 207](表4-4)にもとづいて作成。

### 3. 任命資格

司法院組織法が定める資格要件は5つのカテゴリーからなることは先述した。第1期から第6期までに任命された大法官119名の要件カテゴリー別の人数構成は表3のとおりである。

第5号のその他が34名と最も多くを占めるが、この中には学者なども含まれており、背景は多様である。ついで裁判官出身の第1号が33名、学者出身の第3号が32名と続く。さらに公法の学者出身の第4号が15名を数える。立法委員(政治家出身)の第2号は5名で、時期的には初期のころに偏っている。このようにキャリアから見ると、初期のころから現在まで学者の割合が高いのが大法官のリクルート先としての顕著な特徴となっている。

### 4. 大法官の活動状況

表2から分かるように、第3期までは大法官の活動はきわめて低調であった。顕著に活動が活発化するのには第5期1980年代半ばからである。それはまさに権威主義体制から民主体制への移行期にあたる。1987年に戒厳令が解除され、1991年には憲法の人権条項の効力をストップさせていた動員戡乱時期臨時條款が廃止された。中華民国政府の遷台以前に中国大陸で選出され、改選されることなく延々と任期を延長されてきた[万年国会]が、この年には終焉を迎え、実効支配する台湾(および周辺島嶼)だけで立法委員と国民大会代表の全面改選が断行された。また、1993年には司法院大法官會議法が改正され、司法院大法官審理案件法(現行法)となった(翁岳生[2011: 138])。このようにまさに台湾においては民主化と立憲主義の成熟・深化は同時進行のプロセスを辿った。

第5期、第6期では大量の違憲判断が示され、多くの法律が効力を失った。第6期では違憲判断の割合は示された解釈のうちの37.5%に上った。そのため立法院は法律改正を余儀なくされたのである。後に具体的に見るように、大法官が非民主的、人権侵害的な法律

を無効に追い込むことで、民主化や人権保障が進むという関係が見られる。大法官は台湾の民主化、立憲主義の発展の有力な〔推手〕(推進主体)であった(王泰升[2009: 122, 143])。

#### 第4節 最近の活動状況

ここでは大法官の期別が廃止された2004年以降の憲法解釈権行使の状況について概観する。

##### 1. 憲法解釈件数の推移

表4からは以下のようなことが読み取れる。新制度への移行後は大法官に対する憲法解釈の申請件数(とくに市民からのそれ)はさらに増加の一途を辿り、最近では年間500件を超えるまでになっている。これに対して実際に受理されて解釈が示されるのは、年間20件以下に止まっている。しかし、示された解釈のうち違憲判断を含む解釈が旧制期に比べても相当高率になっており、2009年に至っては6割を超えているし、2004年～2010年の平均では46%に達している。こうした数字からは違憲審査権が実に活発に行使されていると評価することができよう。大法官による憲法解釈制度がすっかり根付き、有効に機能していることを物語る。

表4 2004年以降大法官による憲法解釈運用状況

	機関申請件数 (新規)	市民申請件数 (新規)	解釈公布件数	違憲判断を含む件数 (割合%)
2004年	20	292	17	9 (52.9%)
2005年	25	299	20	6 (30.0%)
2006年	18	318	15	7 (46.7%)
2007年	14	386	13	5 (38.5%)
2008年	9	439	18	10 (55.6%)
2009年	10	471	16	10 (62.5%)
2010年	12	529	14	5 (35.7%)
2011年	12	555	12	NA

(出所) 陳俊榮[1999: 106f, 130f]を整理。2011年の数字は司法院サイトによる。

<http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p05.asp> (最終閲覧は2012年3月13日)

## 2. 少数意見公表の増加

さらに注目すべき最近の変化としては、個々の大法官が評議としての解釈文や解釈理由書とは別に個人で長文の少数意見を公表する例が目立っていることである(翁岳生[2011: 140])。司法院大法官審理案件法 17 条 1 項およびその施行規則 18 条によれば、大法官は 2 種類の少数意見を公表することができるとされる。ひとつは〔協同意見書〕と呼ばれ、決議された解釈文の結論に原則として賛成でありながら、その理由につき補充をしたり、異なる意見を表明するものである(以下、補充意見と称する)。もう一つは〔不同意見書〕と呼ばれ、結論に対して原則的に反対を表明するものである(以下、反対意見と称する)。さらに、決議の一部に対する少数意見、反対意見と補充意見の両者を含む少数意見もある。少数意見として表明されていた立場が、後に多数意見を構成し、憲法解釈が変更される例があると指摘されるなど、少数意見が憲法解釈論に豊かな議論の素材を提供しているのである。

新制に移行した 2003 年 10 月から 2012 年 3 月 2 日までの間に示された憲法解釈 131 件にかかわって、少数意見書の総数は 344 件、うち補充意見が 175 件、反対意見が 71 件、一部補充意見が 26 件、一部反対意見が 41 件、一部補充意見と一部反対意見の両方を含む意見書が 31 件公表されている<sup>12</sup>。多くの解釈案件につき複数の少数意見が付されているのである。近年、少数意見の多くは学者出身の大法官によって書かれているようであり、なかには脚注に外国語文献などを引用し、かなりの長文に及ぶものもある。ほとんど学術論文かともみまがうような「大作」も珍しくない。大法官たちの奔放な活動ぶりが窺える。

このように少数意見が活発に書かれるようになっているのは、大法官の任期が 8 年に限定され、再任されることがなくなったことから、大法官のインセンティブが高まっていること、外国法に通じた大法官が比較法的な知見から意見を開陳する傾向が定着していることなどを指摘できるであろう。

## 第 5 節 違憲解釈事例紹介

以下では大法官の憲法解釈が台湾の民主化や人権保障に具体的にいかなる機能を果たしてきたかの一端を示すために、2 つの違憲解釈の例を紹介する。

### 1. 第 261 号解釈 (1990 年)

解釈の争点：第 1 期中央民意代表<sup>13</sup>は任期の制限を受けないのか？

【解釈文】(全文訳)：中央民意代表の任期制度は憲法が明定している。第 1 期中央民意

代表が当選し、就任してから、国が重大な変故に遭遇し、改選することができなくなったために、継続して職権を行使し、憲政体制の維持の必要性に応じてきた。民意代表の定期的な改選は民意を反映させ、民主主義的憲政を貫徹するルートであると思慮する。本院第31号解釈、憲法第28条第2項および動員戡乱時期臨時條款第6項第2款、第3款は、第1期中央民意代表に無期限に職権を行使しつづけさせる、ないしその任期を変更することを意味するものではないし、次期民意代表の選挙を制限してもいない。事実上、中華民国58(1969)年以降、中央政府はすでに自由地区において中央民意代表の選挙を実施しており、しだいに中央民意機構を充実させてきた。現在の情勢に鑑みるに、第1期の定期に改選されていない中央民意代表について、すでに職権行使ができないか、頻繁に職権を行使していない者の職を即座に解くべきであるほか、その余の者については、中華民国80(1991)年12月31日までに職権行使を停止させるべきである。併せて中央政府は憲法の本精神、本解釈の趣旨および関連法規にもとづいて適時に全国レベルで次期の中央民意代表選挙を実施し、もって憲政体制の運用を確保すべきである。

【コメント】 中華民国政府は戦後、中国大陸での統治権を失い、長い間、中国全土での選挙を実施することが客観的に不可能な状況に置かれてきた。しかし、中国を代表する正統政府であるとの立場をとる以上、現実の統治が及ぶいわゆる〔自由地区〕だけで選挙を実施して民意代表を全面改正する訳にはいかないという事情があった。ところが、1970年代はじめ以降、国際社会では中華民国に代わって中華人民共和国が中国を代表する政府として扱われるようになり、中華民国が掲げてきた〔反攻大陸〕のスローガンは急速にリアリティを失っていった。こうしたなかでついに大法官は本解釈を示すことで、憲法解釈という形により、中国大陸で選出され、際限なく任期を延長されてきた〔万年国会〕に総退場を迫ったのである。これを受けて李登輝総統のもとで台湾地区だけで民意代表の全面改選が断行された。まさに大法官が直接、国会議員の全面改選の実施を命じたのである(翁岳生[2011:141f])。

## 2. 第644号解釈 (2008年)

解釈の争点：人民団体法が共産主義、国土の分裂を主張する団体について設立を許可しないと規定しているのは違憲ではないのか？

【解釈文】(全文)：人民団体法第2条は次のように規定する。「人民団体の組織および活動は、共産主義を主張したり、国土の分裂を主張してはならない」。同法第53条前段の「設立申請された人民団体が第2条…(中略)の規定に反する場合、これを許可しない」との規定があることから、主管機関は人民団体の設立許可を行う前に人民が「共産主義を主張したり、国土の分裂を主張する」かどうかといった政治的な言論内容につき審査を行い、これを人民団体設立を許可しない理由としている。これは明らかに必要な程度を超え、

憲法が結社の自由、言論の自由を保障する趣旨と符合しないことから、この範囲において本解釈公布の日からその効力を失わせるべきである。

【コメント】本件は台湾大学経済学系教授、台北市副市長、総統府秘書長などを歴任した陳師孟氏が、1998年に「台北市外省人台湾独立促進会」なる社会団体の設立を台北市政府に対して行ったところ、人民団体法第53条にもとづき不許可処分を受けたことに端を発する。2段階の行政不服審査、さらに行政訴訟を提起し、最高行政法院まで争ったが敗訴に終わったため、大法官に対する憲法解釈を要請した。陳氏は人民団体法第2条が憲法の言論、結社の自由の保障規定に違反すると主張した(林子傑[2011: 39f])。

中華民国は中国共産党が支配する中華人民共和国と正統中国政府を争い、軍事的にも敵対関係にあったため、共産主義イデオロギーや中華民国から台湾を独立させる言論、運動を厳しく取り締まってきた。市民団体の設立に関する法律である人民団体法にこのような規定をおき、言論、結社の自由を制限することは当然のこととされてきた。しかし、大法官は言論、結社の自由の原点に立ち返り、これを違憲と判断したのである。大法官の人権に対する姿勢がよくわかる事例であろう。

むすびにかえて

以上の検討から台湾の大法官による憲法解釈の運用について以下のような特徴を指摘することができる。

第1に台湾の大法官は相当に政治的な色彩をもつ論点についても果敢に憲法解釈権を行使し<sup>14</sup>、積極的に違憲判断を行ってきた。このことは台湾の政治の民主化や法治主義、人権保障の深化・発展に多大な貢献をしてきた。とくに近時の違憲解釈の割合の高まりは特筆に値する。

それでは大法官はなぜこのように積極的な役割を發揮できたのであろうか。その背景的事情として、さしあたり以下の3点を指摘できるであろう。ひとつは大法官にドイツをはじめとする外国で学位を得た法学者が多く登用され、学理的な議論が支配的になることが可能となったという点である。なぜ法学者が多数登用されたかは、そもそも司法院組織法の資格要件に学者の登用を許す規定が2項目おかれていたこと、中華文明の伝統である「学而優則仕」という知識人を権力に近いポストへ重用する文化的傾向が作用したのであろう。学識の深い者を尊敬し、その者を重用する文化は台湾でこそ生きている。

大法官が憲法解釈に全力を投入できた背景としてもう1点指摘できるのは、大法官が通常訴訟の最終審を兼ねているわけではなく、憲法解釈と法適用の統一だけに専念できる制度となっていることである。このため大法官は存分に憲法問題についての研究、思索を重ねることができたと考えられる。

最後に、戦後の台湾では中国国民党一党支配体制のもとで権威主義的政治レジームが続いてはいたが、1947年に中国で制定され台湾に持ち込まれた中華民国憲法というテキストは、実はきわめて近代的、先進的思想・理念を備えたものであったという事実である。大法官たちは憲法に盛られた理念に立ち返ることで、反憲法的な現実の方を批判し、変革することが可能であったのである。

アジア諸国における違憲審査制のなかで、台湾の大法官制度には十分に優等生の評価を与えることができるであろう。

[注]

- 1 [ ]内はそれが中国語の原語であることを示す。以下同様。
- 2 翁岳生[2009: 247]、陳俊榮[1999: 11]参照。なお、翁岳生は台湾大学教授から1972年に大法官に任ぜられ、2007年に退官するまで一貫して大法官および司法院長を長きにわたって務めた。
- 3 第1号からすべての解釈の解釈文、理由書、少数意見が司法院のサイト上に公表されている。<http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03.asp> (最終閲覧 2012年3月12日)。また、司法院では英語、日本語版の解釈集も作成して、外国人の理解に資することを配慮している。日本語版は『中華民国(台湾)司法院大法官解釋集 人權編』(司法院、2007年)。
- 4 陳新民[2001: 655]参照。これは司法権の受動性という本質的属性に規定されんとする。
- 5 「審理程序」[http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p02\\_01\\_01.asp](http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p02_01_01.asp) (最終閲覧 2012年3月14日) 参照。
- 6 総統、副総統の弾劾や政党違憲事件については大法官が憲法法廷を組織して、審理するとしているのは、これらの場合には当事者が参加した「裁判」の形を取るからであると考えられる。
- 7 これ以前(第1期から第6期まで)は任期9年で再任を妨げなかった。それゆえ前記、翁岳生のようにきわめて長期にわたって大法官を務めることが可能であった。2003年の新制移行時には院長、副院長を含む8名の大法官は任期4年とされた。
- 8 翁岳生[2011: 140]はオーストラリアなども含めて英米法の影響が増大しつつあることを指摘する。
- 9 公法専攻の者は前記選任資格の③ないし④、それ以外の分野の専攻者は③に依っていると考えられる。

- 10 違憲判断を示したものには、即時に失効させるものと、期限を定めて失効を宣言するものなどがある。陳俊榮[1999: 95f]参照。
- 11 若林正文[2008: 406]など参照。戦前から台湾に住む本省人と戦後、中国から中華民国政権とともに台湾へ移り住んだ外省人との対立、軋轢、差別関係を指す。日本人に代わる新たな支配者として外省人には各分野で本省人よりはるかに多くの政治的、社会的、経済的資源が配分されていた。
- 12 「92.10 起就任大法官所作解釋之統計」 (URL <http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p05.asp> (最終閲覧 2012年3月13日))。
- 13 具体的には立法委員と国民代表大会の代表を指す。
- 14 もっとも大法官が政治問題や統治行為であることを理由として、憲法判断を回避することがなかったことを意味するものではない。牟憲魁[2009: 136]など参照。

#### 参考文献

- 翁岳生 (林成蔚・坂口一成訳) [2011]「司法院大法官の解釈と台湾の民主政治・法治主義の発展」(『日本台湾学会報』第13号)。
- 司法院[2007]『中華民國(台湾)司法院大法官解釋集—人權編』(司法院、2007年)。
- 鈴木賢[2003a]「台湾の法曹制度」(広渡清吾編『法曹の比較法社会学』日本評論社)。
- \_\_\_\_\_ [2003b]「外来法支配の終焉——法律家の変容に着目して」(『アジア遊学』48号)
- \_\_\_\_\_ [2004]「台湾」(指宿信・米丸恒治編『インターネット法情報ガイド』日本評論社)
- 牟憲魁[2009]『中国における違憲審査制の歴史と課題』成文堂。
- 若林正文[2008]『台湾の政治』東京大学出版会。

#### 〔中国語〕

- 翁岳生[2009a]「大法官功能演變之探討」(同『法治国家之行政法與司法』元照出版)。
- \_\_\_\_\_ [2009b]「論司法院大法官會議之功能」(同『法治国家之行政法與司法』元照出版)。
- 司法院[2011]『司法院簡介』司法院。
- 史慶璞[2010]『法院組織法』(第2版)五南圖書出版。
- 陳新民[2001]『中華民國憲法積論』(修正4版)自家版。
- 陳俊榮[1999]『大法官』揚智文化事業。
- 林子傑[2011]『認識大法官解釋的第一本書』五南圖書出版。
- 王泰升[2009]『台湾法律史概論』(第3版)元照出版。